

大府市告示第30号

令和8年大府市議会第1回定例会において、下記予算が議決されたので、地方自治法第219条第2項の規定により公表する。

令和8年3月23日

大府市長 岡村 秀人

記

- 1 令和8年度大府市一般会計予算
- 2 令和8年度大府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和8年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 4 令和8年度大府市水道事業会計予算
- 5 令和8年度大府市下水道事業会計予算

令和 8 年 度

大 府 市 一 般 会 計 予 算

議案第20号

## 令和8年度大府市一般会計予算

令和8年度大府市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,528,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月25日提出

大府市長 岡村秀人

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 21,036,766
	1 市 民 税	9,375,384
	2 固 定 資 産 税	9,393,881
	3 軽 自 動 車 税	231,073
	4 市 た ば こ 税	532,640
	5 入 湯 税	10,531
	6 都 市 計 画 税	1,493,257
2 地 方 譲 与 税		223,550
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	44,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	169,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	10,550
3 利 子 割 交 付 金		41,000
	1 利 子 割 交 付 金	41,000
4 配 当 割 交 付 金		182,036
	1 配 当 割 交 付 金	182,036
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		201,400
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	201,400
6 法 人 事 業 税 交 付 金		394,218
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	394,218

款	項	金 額
7 地 方 消 費 税 交 付 金		千円 2,753,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,753,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1,859
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,859
10 地 方 特 例 交 付 金		187,340
	1 地 方 特 例 交 付 金	186,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	1,340
11 地 方 交 付 税		75,000
	1 地 方 交 付 税	75,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		10,520
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,520
13 分 担 金 及 び 負 担 金		245,943
	1 負 担 金	245,943
14 使 用 料 及 び 手 数 料		465,134
	1 使 用 料	318,976
	2 手 数 料	146,158

款	項	金 額
15 国 庫 支 出 金		千円 6,967,441
	1 国 庫 負 担 金	5,204,852
	2 国 庫 補 助 金	1,739,340
	3 国 庫 委 託 金	23,249
16 県 支 出 金		3,511,748
	1 県 負 担 金	1,827,641
	2 県 補 助 金	1,402,184
	3 県 委 託 金	274,280
	4 県 交 付 金	7,643
17 財 産 収 入		261,680
	1 財 産 運 用 収 入	197,318
	2 財 産 売 払 収 入	64,362
18 寄 附 金		1,600,190
	1 寄 附 金	1,600,190
19 繰 入 金		4,304,197
	1 基 金 繰 入 金	4,304,197
20 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
21 諸 収 入		1,014,977

款	項	金額
21 諸 収 入	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	千円 2,534
	2 市 預 金 利 子	18,189
	3 貸 付 金 元 利 収 入	61,268
	4 雑 入	932,986
22 市 債		750,000
	1 市 債	750,000
歳 入	合 計	44,528,000

2 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 264,854
	1 議 会 費	264,854
2 総 務 費		5,323,584
	1 総 務 管 理 費	3,893,740
	2 徴 税 費	460,075
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	240,746
	4 選 挙 費	95,648
	5 統 計 調 査 費	12,235
	6 監 査 委 員 費	32,112
	7 交 通 安 全 対 策 費	589,028
3 民 生 費		19,049,274
	1 社 会 福 祉 費	6,425,687
	2 児 童 福 祉 費	11,939,130
	3 生 活 保 護 費	684,450
	4 災 害 救 助 費	7
4 衛 生 費		4,155,133
	1 保 健 衛 生 費	2,418,851
	2 清 掃 費	1,566,927
	3 上 水 道 費	169,355

款	項	金額
5 労働費		千円 74,832
	1 労働諸費	74,832
6 農林水産業費		406,158
	1 農業費	406,158
7 商工費		2,994,931
	1 商工費	2,994,931
8 土木費		4,933,722
	1 土木管理費	219,534
	2 道路橋梁費	745,087
	3 河川費	629,684
	4 都市計画費	3,062,512
	5 住宅費	276,905
9 消防費		1,425,848
	1 消防費	1,425,848
10 教育費		4,818,328
	1 教育総務費	1,198,927
	2 小学校費	1,038,842
	3 中学校費	706,397
	4 社会教育費	659,300

款	項	金額
10 教 育 費	5 保 健 体 育 費	1,214,862
11 公 債 費		981,336
	1 公 債 費	981,336
12 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歲 出	合 計	44,528,000

千円

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
おおぶ文化交流の杜整備運営事業	令和9年度から令和10年度まで	15,268千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 100,000	証書借入	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により、償還期間を短縮し、もしくは、繰上償還し、又は、低利に借り換えることができる。
公園整備事業	286,000			
中心市街地整備事業	104,000			
義務教育施設整備事業	110,000			
スポーツ施設整備事業	150,000			
計	750,000			

令和 8 年 度

大府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第21号

## 令和8年度大府市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度大府市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,992,016千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の流用とする。

令和8年2月25日提出

大府市長 岡村 秀人

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 1,602,567
	1 国民健康保険税	1,602,567
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		4,698,110
	1 県負担金・補助金	4,698,109
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		337
	1 財産運用収入	337
6 繰入金		645,799
	1 一般会計繰入金	517,040
	2 基金繰入金	128,759
7 繰越金		35,000
	1 繰越金	35,000
8 諸収入		10,201
	1 延滞金加算金及び過料	3,594
	2 預金利子	1

款	項	金 額
8 諸 収 入	3 雑 入	千円 6,606
歳 入	合 計	6,992,016

## 2 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 87,635
	1 総 務 管 理 費	78,712
	2 徴 収 費	8,702
	3 運 営 協 議 会 費	221
2 保 険 給 付 費		4,560,998
	1 療 養 諸 費	3,959,315
	2 高 額 療 養 費	576,638
	3 移 送 費	36
	4 出 産 育 児 諸 費	20,009
	5 葬 祭 諸 費	5,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		2,231,677
	1 医 療 給 付 費 分	1,522,368
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	486,299
	3 介 護 納 付 金 分	174,692
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	48,318
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		101,399
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	92,182

款	項	金額
5 保 健 事 業 費	2 保 健 事 業 費	9,217 千円
6 基 金 積 立 金		337
	1 基 金 積 立 金	337
7 諸 支 出 金		7,969
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,969
8 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	6,992,016

令和 8 年 度

大府市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第22号

## 令和8年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,861,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

大府市長 岡村 秀人

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,598,457
	1 後期高齢者医療保険料	1,598,457
2 繰入金		258,480
	1 繰入金	258,480
3 繰越金		2,700
	1 繰越金	2,700
4 諸収入		2,023
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,020
	3 預金利息	1
	4 雑入	1
歳入合計		1,861,660

2 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 41,251
	1 総 務 管 理 費	37,173
	2 徴 収 費	4,078
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,817,389
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,817,389
3 諸 支 出 金		2,020
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,020
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,861,660

令和 8 年 度

大 府 市 水 道 事 業 会 計 予 算

## 令和8年度大府市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度大府市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	41,687 戸
(2) 年間配水量	10,041,950 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	27,512 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
施設の整備事業	523,479 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,241,620 千円
第1項 営業収益		1,853,352 千円
第2項 営業外収益		388,265 千円
第3項 特別利益		3 千円

		支 出
第1款	水道事業費用	1,979,892 千円
	第1項 営業費用	1,921,909 千円
	第2項 営業外費用	56,382 千円
	第3項 特別損失	601 千円
	第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額401,016千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,973千円、過年度分損益勘定留保資金359,043千円で補填するものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	190,514 千円
	第1項 企業債	94,000 千円
	第2項 補助金	2,600 千円
	第3項 他会計出資金	77,813 千円
	第4項 負担金及び分担金	16,100 千円
	第5項 固定資産売却代金	1 千円

		支 出
第1款	資本的支出	591,530 千円
	第1項 建設改良費	528,546 千円
	第2項 企業債償還金	62,984 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	管路施設の整備事業	153,501	令和8年度	74,678
				令和9年度	78,823

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
愛知県 水道受水	令和9年度	29,900m <sup>3</sup> /日 にかかる受水量の基本料金相当額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管更新事業	94,000	証書借入	年6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により償還期間を短縮し、もしくは、繰上償還し、又は、低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 147,901千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金の基本料金一部免除に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、124,042千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、18,298千円と定める。

令和8年2月25日提出

大府市長 岡村秀人

令和 8 年 度

大 府 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第24号

令和8年度大府市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度大府市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	78,753 人
(2) 年間総処理水量	7,652,484 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	20,966 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管路建設費	221,542 千円
ポンプ場建設改良費	523,490 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,976,650 千円
第1項 営業収益	1,174,595 千円	
第2項 営業外収益	802,051 千円	
第3項 特別利益		4 千円

支 出

第1款	下水道事業費用	1,972,157千円
第1項	営業費用	1,804,903千円
第2項	営業外費用	165,653千円
第3項	特別損失	601千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額457,796千円は、減債積立金6,695千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,236千円、過年度分損益勘定留保資金382,865千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1,054,211千円
第1項	企業債	588,900千円
第2項	他会計出資金	270,000千円
第3項	他会計補助金	13,534千円
第4項	補助金	180,350千円
第5項	負担金及び分担金	1,426千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,512,007千円
第1項	建設改良費	766,491千円
第2項	企業債償還金	745,516千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水整備事業	875,589	令和8年度	207,800
				令和9年度	667,789

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗化改造 資金利子補給	融資年度から償還 終了の年度まで	大府市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子 補給に関する規程に基づく利子相当額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	517,600	証書借入	年6.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該利率見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と 協定するものとする。 ただし、市財政の都合によ り償還期間を短縮し、もし くは、繰上償還し、又は、 低利に借り換えることが できる。
流域下水道 事業	21,300			
資本費平準化	50,000			
計	588,900			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 87,518千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、211,599千円である。

令和8年2月25日提出

大府市長 岡村秀人